(別添)特定個人情報に関する安全管理措置

| \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | ※)特定個人情報に関する安全 | | |
|---|---|---|------------------------------|
| | 安全管理措置の内容(本則) | 中小規模事業者における対応方法 | 情報局面 |
| | 100名以上の従業員・社労士さん、税理 | 100名以下の従来貢献。 5000名の顧客リストは持っていない | |
| | 士さん、5000名以上の顧客リストを持つ企 | | |
| | 業、行政機関、金融業 | 個人番号関係事務を業務にしてな | |
| | 特定個人情報等の適正な取扱いの確保 | | |
| A基本方針の策定 | について組織として取り組むために、基本 | ⇒ | 全体 |
| - (E-1752) | 方針を策定することが重要である。 | | |
| | | 〇特定個人情報等の取扱い等を明 | A // |
| | 事務の流れを整理し、特定個人情報等の | 確化する。 | 全体 |
| B取扱規程等の策定 | 具体的な取扱いを定める取扱規程等を策 | ○事務取扱担当者が変更となった | |
| D 以 放 飛 任 寺 の 来 た | 定しなければならない。 | 場合、確実な引継ぎを行い、責任あ | 全体 |
| | EC4174018454016 | る立場の者が確認する。 | 土冲 |
| C組織的安全管理措置 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 | | |
| C組織的女主官理指直 | 尹未行は、付た個人情報寺の週近な収扱 | | |
| 4月4世 (十七月 4) 市 (十 | 安全管理措置を講ずるための組織体制を | ○事務取扱担当者が複数いる場 | ۸.4 . |
| a組織体制の整備 | 整備する。 | 合、責任者と事務取扱担当者を区 | 全体 |
| | | 分することが望ましい。 | |
| b取扱規程等に基づく運用 | 取扱規程等に基づく運用状況を確認する | 〇特定個人情報等の取扱状況の分 | 各局面 |
| ロ4人)人が1主守10全ノ11年用 | ため、システムログ又は利用実績を記録 | かる記録を保存する。 | 口问凹 |
| | 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認 | | |
| c取扱状況を確認する手段の | | 〇特定個人情報等の取扱状況の分 | A |
| 整備 | 況を確認するための記録等には、特定個 | かる記録を保存する。 | 各局面 |
| 7E NU | 人情報等は記載しない。 | A AHORAC NOT 1 / OO | |
| | 八個報号は記載しない。 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把 | | |
| | 情報漏えい寺の事業の発生又は兆候を把 握した場合に、適切かつ迅速に対応する | | |
| | | ○情報漏えい等の事案の発生等に | |
| d情報漏えい等事案に対応 | ための体制を整備する。情報漏えい等の | 備え、従業者から責任ある立場の者 | ۸ <i>ب</i> ــ |
| する体制の整備 | 事案が発生した場合、二次被害の防止、 | に対する報告連絡体制等をあらかじ | 全体 |
|) (C) (T) (D) (C) (E) (M) | 類似事案の発生防止等の観点から、事案 | め確認しておく。 | |
| | に応じて、事実関係及び再発防止策等を | の方は田内のでのの人。 | |
| | 早急に公表することが重要である。 | | |
| 取れよりの押提及が ウ 人 | 特定個人情報等の取扱状況を把握し、安 | ○責任ある立場の者が、特定個人 | |
| e取扱状況の把握及び安全 | 全管理措置の評価、見直し及び改善に取 | 情報等の取扱状況について、定期 | 全体 |
| 管理措置の見直し | り組む。 | 的に点検を行う。 | |
| | 19444 6 | 「町」、「息快で1丁ン。 | |
| D人的安全管理措置 | | | |
| D人的安全管理措置 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 | | |
| 2 2 2 2 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 | いのために、次に掲げる人的安全管 | 全休 |
| D人的安全管理措置 a事務取扱担当者の監督 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 | いのために、次に掲げる人的安全管 | 全体 |
| 2 2 2 2 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を | いのために、次に掲げる人的安全管 | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人 | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ | |
| | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底すると | いのために、次に掲げる人的安全管 | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。 | いのために、次に掲げる 人的安全管 ⇒ | |
| a事務取扱担当者の監督 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人 情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人 情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 特定個人情報等の情報漏えい等を防止す | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人 情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 特定個人情報等の情報漏えい等を防止す るために、特定個人情報ファイルを取り扱 | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人 情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 特定個人情報等の情報漏えい等を防止す | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人 情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 特定個人情報等の情報漏えい等を防止す るために、特定個人情報ファイルを取り扱 | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。事業者は、特定個人情報等の適正な取扱特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。事業者は、特定個人情報等の適正な取扱特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱 | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱特定個人情報等の情報漏えい等を防止扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、物理的な安全 | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事督を 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報等の情報湯えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り 育理区域」という。)及び特定個人情報等を 取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱 区域」という。)を明確にし、物理的な安全 管理区域及び取扱区域における特定個人 | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事督を 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 扱担当者に対して必要かつ適切な監個を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取り 特定個人情報等の情報漏えい等を取り扱う情報システムを管理する区域(以下「取り扱う情報のよいう。)及び特定個人情報等取り扱う事務を実施する区域(以下「を扱い扱う事務を実施する区域(以下「を扱い扱う事務を実施する区域(以下「を扱い扱う事務を実施する区域(以下「を扱い扱う事務を実施する区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書 | いのために、次に掲げる <mark>人的安全管</mark> ⇒ → いのために、次に掲げる <mark>物理的安全</mark> | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人 情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 特定個人情報等の情報漏えい等を取り扱う情報システムを管理する区域(以下「取り で理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱 区域」という。)を明確にし、物理的な安全 管理区域及び取扱区域における特定個人 情報等を取り扱う機器、電子媒体及び 情報等を取り扱う機器、電子媒体及び 類等の盗難又は紛失等を防止するため | いのために、次に掲げる 人的安全管 ⇒ → → いのために、次に掲げる 物理的安全 ⇒ | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 特定個人情報等の情報漏えい等を取り扱う情報等の情報がある区域(以下「 理区域」という。)及び特定個人情報等取り扱う事務を実施する区域(以下「 理区域」という。)を明確にし、物理的な安全 管理区域及び取扱区域における特定 で、対理の盗難又は紛失等を防止するため に、物理的な安全管理措置を講ずる。 | いのために、次に掲げる 人的安全管 ⇒ → → いのために、次に掲げる 物理的安全 ⇒ | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等 に基づき適正に取り扱われるよう、事務取 扱担当者に対して必要かつ適切な監督 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底すると ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱特定個人情報等の情報漏えい等を取りは、特定個人情報フィルを取り場での情報システムを管理する区域(以下「取り扱う事務を実施する区域(以下「取り扱う事務を実施する区域(以下「取安全で理び」という。)を明確にし、物理的な安工で、物理のな対した。)を明確にし、物理的な安全で理がであるために、物理的な安全で理措置を講ずる。 特定個人情報等が記録された電子媒体又 | へのために、次に掲げる 人的安全管 ⇒ → へのために、次に掲げる 物理的安全 ⇒ → | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 扱力を適正に取り扱わるよう、事督を 事業者は、特定個人情報等がよう、事督を 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な教育を ともに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取りを 事業者は、特定個人情報等の適正な取り を取り扱う事務を実施する区域(以下「を取り扱う情報システムを管理する区域(以下「を取り扱う情報の で理区域及び取扱区域における特定の 管理区域及び取扱区域によりにより、 管理区域及び取扱区域によりにより、 管理区域及び取扱区域における特定の 管理区域及び取扱区域によりにより、 管理区域及び取扱区域によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに | Nのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ Nのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電 | 全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規 扱担当者に対して必要かって 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場 | 全体全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の数育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等が取扱規 扱担当者に対して必要かって 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を 事業を | Nのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ → Nのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入 | 全体全体利用 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 扱担共大に取り扱力の適に、特定個人情報等が取扱規務務を 事業を通過では、特定個人情報等の適正な別 事業をの適正な必要が表に、 事業の適正な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いを 事業者は、特定個人情報等の適正な取り 情報等の情報がある区域(以下「取り場合に、 方情報があるとのでででは、 方情報があるとのでででは、 でででは、 でででは、 ででででいる。)を明確にし、 おけるのででででででいる。 を明確にし、おけるのに、 おけるのででででいる。 を明確にし、おけるを ででででいるが、 ででででいるが、 ででででいるが、 ででででいるが、 ででででいる。 はまり扱う機器、 でのでででいる。 はまり、 をのででででいる。 はまりない。 をのででででいる。 はまりない。 はまれた。 はまり、 をのでででででいる。 はまれた。 はまれたの。 はまれた。 はまれたの。 はまれた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗 | 全体全体 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の数育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 担実者は、特定個人情報等が取扱規務務 を適正な必要がある。 事業者は、事務取扱担当者に対して必要が表 情報等の適正な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いを もに適切な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取り を取り扱う事務を質理は、特定個人情報を取り場合と で理区域」という。)及び特定域(以下「報等のと が対して、おけるを関連にし、物理的なを で理区域及び取扱区域におけるを ででである。 管理区域及び取扱区域におけるを ででである。 を明確にし、おける を取り扱う機器、電子止ずる に、物理的な安全管理措置を に、物理的な安全管理措置を 情報等の に、物理的なと 管理を取り扱う機器、 での に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定の に、 特定 の に、 特定 の に、 特定 の に、 特定 の に、 特定 の に、 特定 の に、 特定 の に、 特定 は に、 特定 は に、 も に、 も に、 も に、 も に、 も に、 も に 、 も に 、 も に 、 も に 、 も に 、 も に 、 も に 、 も に し 、 も と に 、 も と に 、 も と に し 、 も と と ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗 | 全体全体利用 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の数育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 扱担共大に取り扱力の適に、特定個人情報等が取扱規務務を 事業を通過では、特定個人情報等の適正な別 事業をの適正な必要が表に、 事業の適正な教育を行う。 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いを 事業者は、特定個人情報等の適正な取り 情報等の情報がある区域(以下「取り場合に、 方情報があるとのでででは、 方情報があるとのでででは、 でででは、 でででは、 ででででいる。)を明確にし、 おけるのででででででいる。 を明確にし、おけるのに、 おけるのででででいる。 を明確にし、おけるを ででででいるが、 ででででいるが、 ででででいるが、 ででででいるが、 ででででいる。 はまり扱う機器、 でのでででいる。 はまり、 をのででででいる。 はまりない。 をのででででいる。 はまりない。 はまれた。 はまり、 をのでででででいる。 はまれた。 はまれたの。 はまれた。 はまれたの。 はまれた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗 | 全体全体利用 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の数育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等の適正な現規務をに取り扱力を適けない。事業者に対して必要がある。事業をは、特定個人情報等ののでは、事務をは、事務をは、事務をである。事業ののでは、特定のでは、特定のででは、特定のででは、特定のでででは、大きなのでででは、大きなのでででは、大きなのでででは、大きなのでででは、大きなのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 → トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講 | 全 体 全 体 利用 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の数育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱事業者は、特定個人情報等の面が取扱規類等が取扱力を適に対して必要が表現である。 事業ののなりでででは、特定ののを動きでいる。 事業ののは、特定のでは、特定のでのででででは、特定のでのででででででででででででででででいるが、またのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 → トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講 | 全 体 全 体 利用 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の数育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合 | 事業者は、特定個人情報等の適正な規類を表するは、特定個人情報等がより、事業者は、特定個人情報等がより、事業者に対して必要当者に対して必要当者に対して必要当者に対して必要当者に対して必要当者に対して必要当者に対して必要当者に対して必要当者に対して必要当者に、特定個人情報等の適正な対けを思いが、事業者は、特定個人情報等の適正な方のでででで、ままる。という。)を明確には、ままるのでは、ままる。)を明確には、ままる。という。)を明確には、おけるのをでは、おけるのが、またのでは、おけるのが、またのでは、おけるのが、またのでは、おけるのが、またのでは、おけるのが、またのでは、おけるのが、またのが、といい、またのでは、またいのでは、またのでは、またのでは、またいい | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。 | 全 体 全 体 利用 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 | 事業者は、特定個人情報等の適正な財務を 事業者は、特定個人情報等のの取り、事業者は、特定個人情報等のの取り、事業者に対して必要があるに、特定ののを関係を 事業をである。 をの情報をである。 を明ででは、おけるののででは、 をのは、まずをである。 を明でののをでいる。 を明でののをでいる。 を明ででは、 のは、 のがである。 をのは、 のがである。 をのは、 のがである。 は、 特に、 などのでは、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 → トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ トゥックを表します。 → トゥックを表します。 → トゥックを表します。 → トゥックを表した。 ○特定個人情報等を削除・廃棄した ○特定個人情報等を削除・廃棄した | 全 全 全 全 和提 用供 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合 の漏えい等の防止 d個人番号の削除、機器及び | 事業者は、特定個人情報等の適比規等の適比規等の適比規等の適比規等の適比規則を表する。 事業者は、特定個人情報等の。 事業者に対して必要的者に対して必要的者に対して扱力を表する。 事業を通知を表する。 事業を通知を表する。 事業をののなりでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、大きないでは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。 | 全 体 全 体 利用 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 | 事業者は、特定個人情報等の適正な財務を 事業者は、特定個人情報等のの取り、事業者は、特定個人情報等のの取り、事業者に対して必要があるに、特定ののを関係を 事業をである。 をの情報をである。 を明ででは、おけるののででは、 をのは、まずをである。 を明でののをでいる。 を明でののをでいる。 を明ででは、 のは、 のがである。 をのは、 のがである。 をのは、 のがである。 は、 特に、 などのでは、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 もに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 → トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ トゥックを表します。 → トゥックを表します。 → トゥックを表します。 → トゥックを表した。 ○特定個人情報等を削除・廃棄した ○特定個人情報等を削除・廃棄した | 全 全 全 全 和提 用供 |
| a事務取扱担当者の監督 b事務取扱担当者の教育 E物理的安全管理措置 a特定個人情報等を取り扱う 区域の管理 b機器及び電子媒体等の盗難等の防止 c電子媒体等を持ち出す場合 の漏えい等の防止 d個人番号の削除、機器及び | 事業者は、特定個人情報等の適比規等の適比規等の適比規等の適比規等の適比規則を表する。 事業者は、特定個人情報等の。 事業者に対して必要的者に対して必要的者に対して扱力を表する。 事業を通知を表する。 事業を通知を表する。 事業をののなりでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、特定のでは、大きないでは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | トのために、次に掲げる人的安全管 ⇒ トのために、次に掲げる物理的安全 ⇒ ○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し、判に入れて搬送する等、紛失・満ずる。 ○特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認す | 全 全 全 全 和提 用供 |

| F技術的安全管理措置 | 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱 | いのために、次に掲げる <mark>技術的安全</mark> | |
|----------------------|--|---|----------------|
| aアクセス制御 | 情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。 | 〇特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。 〇機器に標準装備されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により、情報システムを取り扱 | 保管 利用 提供 |
| bアクセス者の識別と認証 | 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。 | 〇特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。 〇機器に標準装備されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により、情報システムを取り扱 | 保管 利用 提供 |
| c外部からの不正アクセス等 の防止 | 情報システムを外部からの不正アクセス 又は不正ソフトウェアから保護する仕組み を導入し、適切に運用する。 特定個人情報等をインス ホット寺により | ⇒ | 保管 |
| d情報漏えい等の防止 | 特定個人情報等をインメーポッパ等により 外部に送信する場合、通信経路における 情報漏えい等を防止するための措置を講 | 弁 | 利用 提供 |